



ほかんけんだより

食品と
触れる

「器具・容器包装」の安全性気にしていますか？

コップやペットボトルなど**食品と直接触れるもの**を、食品衛生法上「器具・容器包装」といいます。「器具・容器包装」には、**安全性を保つため、食品や添加物と同じように基準があります。**

「器具」



食品を作る際に使われる装置、調理をする際に使う調理器具や食器、はし、ストローなど

「容器包装」



食品を入れるための箱や袋、瓶、缶、パック、カップ、トレイなど

食品用
ポリ袋

ポリ袋

安全



皆さんは、食品を入れる容器を買う際、**「食品用」**であることを確認していますか？

実は、同じ売り場に食品用のポリ袋とそれ以外のポリ袋が並んでいることもあります。同じように見えても、食品用でないものは、有害な物質が使われている可能性があるため、食品用には使わないようにしましょう！

「器具・容器包装」の安全性がより高くなります！

食品衛生法が改正され、「器具・容器包装」を製造する際に使用できる物質の基準が新しくなります。

旧制度

原則すべての物質を使用可

毒性がある物質のみ
使用を制限

こんな問題が！

新しく開発された物質などは制限がなく、**有害かもしれない物質でも、使用することができました。**



新制度

原則すべての物質を使用不可

安全性が確認された物質のみ
使用を許可

より安全に！

有害かもしれない物質が使用されることはなくなります！



保健環境研究所では「器具・容器包装」の検査をしています



保健環境研究所では、福岡市内に流通している「器具・容器包装」について検査を行い、安全性を確かめています。過去5年間で**26検体**のべ**138項目**について検査を行い、**違反はありませんでした**。

過去5年間で行った検査

検体	検体数	検査項目
割りばし	14	防かび剤、漂白剤
プラスチック製の食器、保存容器など	11	材質試験、溶出試験
ほ乳瓶用の乳首	1	材質試験

参考

割りばしについては、かびの発生を抑えるための「**防かび剤**」や、白くして見た目をよくする「**漂白剤**」が使われていないか検査します。

「**材質試験**」では、材質そのものに関する基準(鉛、カドミウムなど)が守られているかを検査します。

「**溶出試験**」では、食品に触れたときに溶け出す物質(有機物など)について、基準が守られているかを検査します。

「器具・容器包装」を使用する際のポイント

基準が守られていても、使用方法を誤ると健康に悪影響を及ぼす可能性がありますので、正しく使用しましょう。



表示例

食品包装用
ラップフィルム

原材料名	ポリ塩化ビニリデン
添加物名	脂肪酸誘導体(柔軟剤)
耐熱温度	140℃
耐冷温度	-60℃
寸法	幅30cm×長さ20m
取扱い上の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ○火のそばにおかないでください ○油性の強い食品を包んで電子レンジに入れしないでください
△△(株) 福岡市××区□□1-2-3	
電子レンジ使用可	

表示をチェック

- 1 「**食品用**」であることを確認
- 2 加熱する際は**耐熱温度を超えないように**
- 3 **取扱い上の注意点をよく読む**
ラップの場合、油脂に溶けやすい添加物が使われているため、脂肪分の多い食品に直接触れた状態で加熱をしないようにしましょう。
- 4 電子レンジで使用するときは、**「電子レンジ使用可」**の表示があるものを使用

金属製の「やかん」や「水筒」などには酸性の飲み物を長時間入れない!

酸性の飲み物には、**炭酸飲料**や**乳酸菌飲料**、**スポーツ飲料**などがあります。金属製の容器に、これらの飲み物を長時間入れていると、金属が飲み物に溶け出して健康に悪影響を及ぼす可能性があります。

内側にサビや傷があると特に危険ですので、使用前に確認しましょう!



編集・発行 福岡市保健環境研究所

〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1-34
 TEL:092-831-0660 FAX:092-831-0726
 E-mail:hokanken.EB@city.fukuoka.lg.jp
 URL:https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/hokanken/



ホームページも
ぜひご覧ください♪